

「山口県新型コロナウイルス等対策行動計画」の概要

I はじめに

- 国においては、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づき、現行計画を改定し、6月7日に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」を策定した。
- 改定後の行動計画では、新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が行動計画を作成する際の基準となるべき事項が規定された。
- 本県においては、国の行動計画を踏まえ、地域の実情に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、現行計画を改定し、「山口県新型コロナウイルス等対策行動計画」を策定した。
- 行動計画の対象とする感染症は、新型コロナウイルス等感染症及び新感染症で、新型コロナウイルスと同様に社会的影響の大きいものとする。

II 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

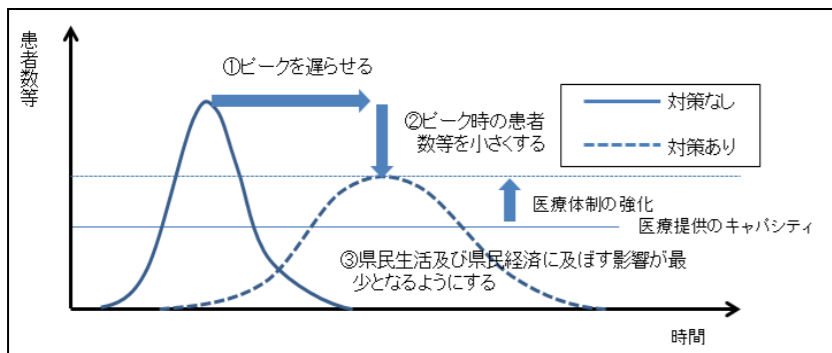
1 対策の目的及び基本的な戦略

○感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

○県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 対策推進のための役割分担

- 国
- 県、市町
- 医療機関
- 指定（地方）公共機関
- 登録事業者
- 一般の事業者
- 県民

3 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

- 各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、広く周知するとともに、関係部局が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。
- 発生段階の移行については、山口県新型コロナウイルス等対策協議会の意見を踏まえ、必要に応じて国と協議の上で決定する。

国 県	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			地域未発生期	地域発生早期		
状態	新型コロナウイルス等が発生していない状態	海外で新型コロナウイルス等が発生している状態	国内（県外）で新型コロナウイルス等が発生している状態	県内で新型コロナウイルス等の患者が発生 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型コロナウイルス等の患者が減少し、低い水準で留まっている状態
本庁	山口県新型コロナウイルス等対策推進会議	山口県新型コロナウイルス等対策本部				政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し、推進会議に移行
現地	山口県新型コロナウイルス等対策連絡協議会 (現地対策本部)					適宜変更

■山口県新型コロナウイルス等対策本部（本部長：知事）

■山口県新型コロナウイルス等対策推進会議（会長：健康福祉部長）

(2) サーベイランス・情報収集

サーベイランスにより、新型コロナウイルス等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し、適時適切な対策を実施するための判断につなげる。

(3) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、それぞれが役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとれるよう、迅速に情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

発生の初期の段階から、患者に対する入院措置、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

イ 予防接種

【特定接種】

政府行動計画に規定された特定接種の対象となり得る業種等に基づき、新型コロナウイルス等対策の実施に携わる職員に特定接種を実施する。

【住民接種】

市町が実施主体となる住民接種について、政府行動計画に規定された接種順位の基本的な考え方に基づき、県及び市町は、国が定める接種順位等接種に関する情報提供を行う。

緊急事態宣言により緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置

- ◆県民に対する不要不急の外出自粛等の要請
- ◆学校、興行場等の施設の使用制限、催物開催の制限等の要請・指示

(5) 医療

- 海外発生期から地域感染期の前の段階までは「帰国者・接触者外来」を設置し、診療を行うとともに、各健康福祉センターに「帰国者・接触者相談センター」を設置する。
- 原則として、感染症法に基づき、新型コロナウイルス等患者等を感染症指定医療機関等へ入院措置を行う。
- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合には、「帰国者・接触者外来」を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。
- 新型コロナウイルス等の患者等に対する医療の提供を行うため、必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行う。

緊急事態宣言により緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置

- ◆医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずる場合に「臨時的医療施設」を開設し、医療の提供を行う。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

県民生活及び県民経済への影響を最小となるよう、国、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う。

緊急事態宣言により緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置

- ◆緊急物資の運送、医薬品等の配送の要請・指示
- ◆医薬品、食品、燃料等の特定物資の売渡しの要請、収用、保管命令

III 各段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の具体的な対策を記載する。

未発生期	段階ごとに次の内容を記載	目的
海外発生期		対策の考え方
地域未発生期		主要6項目
地域発生早期		【実施体制】
地域感染期		【サーベイランス・情報収集】
小康期		【情報提供・共有】
		【予防・まん延防止】
		【医療】
		【県民生活及び県民経済の安定の確保】